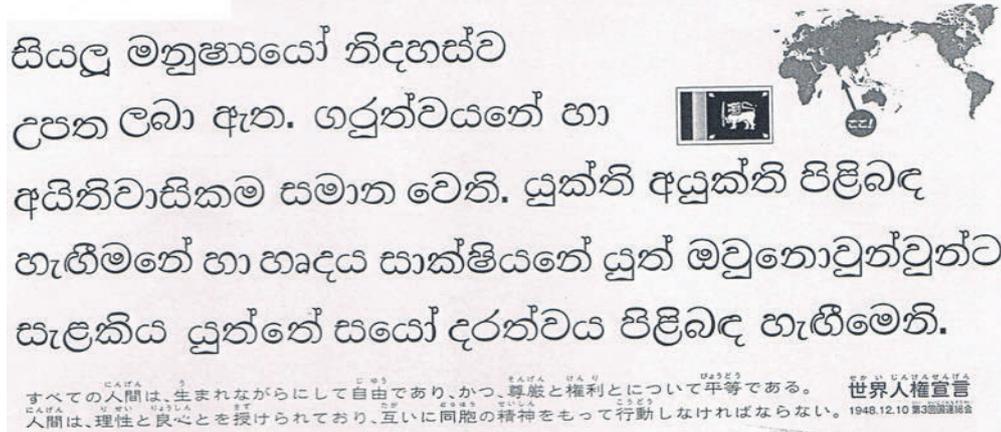


7 外国につながるのある生徒の理解のために

ワーク 1

次の文は、ある国の言葉で書かれた「世界人権宣言」です。



「見ながら学習 調べてなっとく ずかん 文字」八杉佳穂監修 技術評論社（平成 26 年）より

- (1) 上記の文章から **නිදහස්ව** (=自由)という単語を探して、 で囲みましょう。
- (2) 日本語を日常的に使用しない人が日本語の文章を見たとき、どのように感じるかを想像してみましょう。
- (3) (1)、(2)の活動で、皆さんはどのようなことを感じましたか。感想をグループで話し合みましょう。

ワーク 2

- (1) 次の表は、神奈川県内の児童・生徒数に関するデータをまとめたものです。表を見てわかることを挙げましょう。

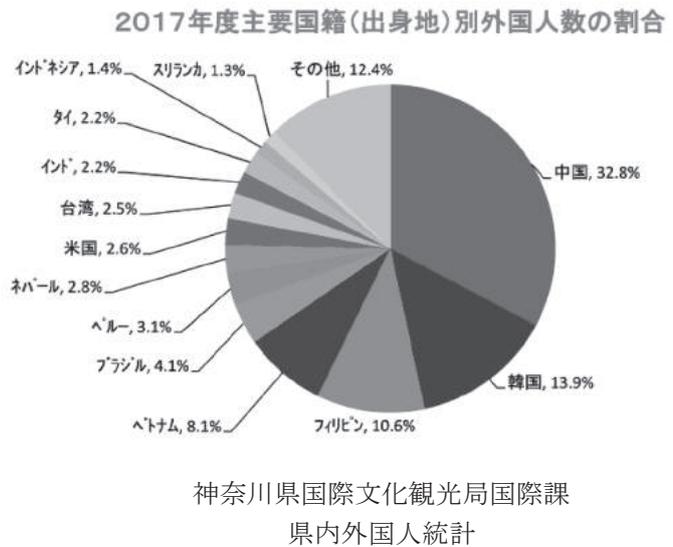
	ア 児童・生徒数	イ 帰国児童・生徒数 及び外国人児童・生徒数	ウ 日本語指導が必要な 外国籍の児童・生徒数	エ 日本語指導が必要な 日本国籍の児童・生徒数
小学校	451, 117 人	4, 603 人	2, 509 人	886 人
中学校	206, 737 人	1, 930 人	873 人	225 人
計	657, 854 人	6, 533 人	3, 382 人	1, 111 人

ア・イ「平成 28 年度神奈川県学校統計要覧」神奈川県教育委員会（平成 28 年 12 月）

ウ・エ「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」文部科学省(平成29年6月)より作成

(2) 神奈川県在住の外国人の各国の主要言語を挙げ、気づいたことを発表しましょう。

	国	主要言語
1位	中国	
2位	韓国	
3位	フィリピン	
4位	ベトナム	
5位	ブラジル	
6位	ペルー	



気づいたこと

(3) 世界には様々な文化や風習があります。次はその一例です。各表の文化や風習とその内容を線でつなぎながら確認しましょう。

シエスタ	<ul style="list-style-type: none"> イスラム教で合法的なものを指す言葉。食事では、野菜、果物、穀類、牛乳、鶏卵、大半の魚類をはじめ、イスラム法に則って処理された食肉（豚肉を除く）などをいう。イスラム法では、豚肉およびその加工食品や酒類などの摂取が禁止されている。
ハラール	<ul style="list-style-type: none"> 中国における、旧暦の正月を示す。盛大なお祝いで、古代中国で年末年始に神や祖先をまつたことが始まりという。赤い色の提灯や縁起のよいことばを書いた赤い短冊をかざり、魔除けのために爆竹を鳴らす。
春節	<ul style="list-style-type: none"> スペインで、昼食後にとる睡眠あるいはその睡眠や休息に充てる時間。仕事を離れてお昼の休息に入るにふさわしい時間帯を意味していたが、最近では、デパート、スーパーマーケット、美術館をはじめ、午前から午後へ中断なく運営される企業、施設も増えている。

ワーク 3

次のような「外国につながるのある生徒」の事例について、「どのようなことに困っているか」「周囲が手助けできること」などを話し合っ、まとめましよう。

事例 1

僕は、中学生のときに来日しました。学校の授業は、すべて日本語だったので最初は全くわかりませんでした。特別に日本語を勉強する時間を作ってもらって、ようやくひらがな、カタカナが読めるようになりました。漢字はとても難しいです。この春、日本の高校に入学しました。個別対応の授業があり、授業内容が少しわかるようになりました。

事例 2

私は、日本生まれの日本育ちです。でも、両親はペルー出身なので、家ではスペイン語を話しています。友だちはたくさんいて、生活面で困ったと感じることはありませんが、学習面では、小学校3年生くらいから難しい漢字が多くなり、学校の勉強はあまりわからなくなりました。宿題がわからないとき、日本語がわからない親に聞くことができず、ますます勉強が苦手になりました。学校から届く書類などは、私が両親に説明しますが、難しい表現は適当に訳して伝えています。

事例 3

私は、ドイツ人の父親と日本人の母親の間に生まれました。国籍は日本ですが、顔立ちが日本人っぽくないので、小さいときから、度々「外国の方ですか?」と言われる。また、「英語は得意でしょ?」などと言われて、翻訳を頼まれますが、ドイツ語の簡単な日常会話はできるものの、英語はそれほど得意ではなく戸惑います。

事例 4

僕は、ムスリム(※1)です。高校生になったので、今年のラマダーン(※2)は、両親と一緒に断食をする予定です。体育祭と時期が重なっているので体力的に心配です。

以前は、日本の飲食店でハラールのメニューを探すのが大変でしたが、最近は、ムスリムのことを理解してくれるお店も多くなり、僕が食べられるメニューが増えてきて助かっています。

※1 ムスリム=イスラム教徒

※2 ラマダーン=断食月

ワーク 4

このワークをとおして、気づいたことや今後の生活に活かそうと思ったことをまとめましょう。

解説 7 外国につながるのある生徒の理解のために

1 ねらい

神奈川県では、外国につながるのある生徒が増加している。そのような生徒のルーツや文化的背景、日本語の習得レベルは様々である。そのため、個々に抱える問題や不安が多岐にわたっており、それぞれのニーズに合った支援が必要である。

このワークではまず、疑似的に日本語を母語としない人たちの立場になって考える。さらに、県内公立小・中学校で日本語指導を必要とする児童・生徒数のデータなどから、「外国につながるのある生徒」の存在に気づき、もしそのような生徒が身近にいた場合、そのルーツや文化的背景の多様性を考慮しつつ、相手の困り感や気持ちを積極的に理解したり配慮したりする生徒の姿勢を育てることをねらいとする。

2 進め方

展開例（50分 3～4人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (10分) ① 馴染みの薄い外国語の文章の中から、指定された単語を探し出す。(1) ② 日本語を母語としない人が、日本語の文章を見たとき、どのように感じるかを想像する。(2) ③ (1)、(2)で感じたことを話し合う。	○ 文章を見たときの印象などをふまえて話し合うように伝える。日本語を母語としない人が、日本語の文章を見たとき、どのように感じるかを想像するように促す。
2 ワーク2 (15分) ① 表から読み取れることを挙げていく。(1) ② 神奈川県在住外国人の出身地上位6か国の主要言語を挙げ、グループで気づいたことを発表する。(2)	○ 日本語の指導を必要とする児童・生徒数だけでなく、国籍にも注目させる。日本国籍で日本語指導を必要とする生徒のデータから「外国につながるのある生徒」の存在への理解を促す。 ○ 在住外国人の国籍は英語圏とは限らないことに気づかせるとともに、定住化が進む中、これらの国をルーツとする「外国につながるのある生徒」が身近に増えている可能性にもふれる。

③ 各表の文化や風習とその内容をつなぎ合わせながら、様々な文化・風習があることを知る。 (3)

3 ワーク3 (15分)

- ① 各事例をグループで分担し、
 - ・困っていると思われること
 - ・周囲が手助けできることについて話し合う。
- ② 各グループが担当した事例、及び話し合った結果などを紹介する。

4 ワーク4 (10分)

本時の学習を振り返り、気づいたことや今後の生活に活かせることなどをまとめる。

○ 「外国につながりのある生徒」には、「ムスリム」など、多様な文化を背景にもつ人がいることに気づかせる。適宜解説を加えてもよい。

○ ワーク1、2の学習を活かした話し合いになるように、助言する。話し合いの深まり具合を把握しながら、発表の順番などを工夫する。

○ 「外国につながりのある生徒」は今後も増え続けていくこともふまえて、身近なこととして考えるよう促す。

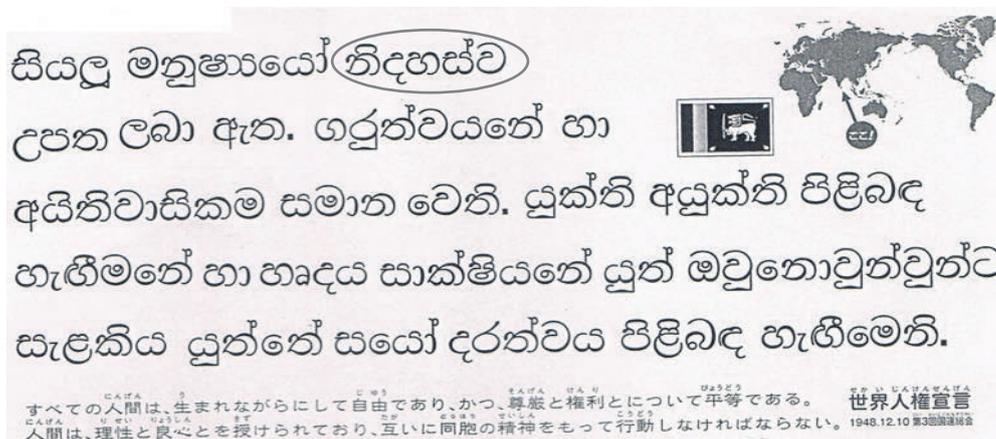
3 解説

(1) ワーク1について

例題は、スリランカの公用語である「シンハラ語」で書かれた「世界人権宣言」である。

නිදහස්ව (=自由) という単語は  の部分に当たる。多くの生徒は、「シンハラ語」の文章を読んだことがないと思われるので、日本語を母語としない人が、初めて日本語の文章を見たときに抱く戸惑いと同様の印象を受けるものと想定している。

さらに、日本語を読解する際には、ひらがな、カタカナ、漢字の習得が必要となるため、より困難さを伴うことにも言及したい。



සියලු මනුෂ්‍යයෝ නිදහස්ව
උපත ලබා ඇත. ගරුත්වයෙන් හා
අයිතිවාසිකම සමාන වෙති. යුක්ති අයුක්ති පිළිබඳ
හැඟීමෙන් හා හෘදය සාක්ෂියෙන් යුත් ඔවුනොවුන්වුන්ට
සැලකිය යුත්තේ සයෝ දරත්වය පිළිබඳ හැඟීමෙනි.

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。世界人権宣言
人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。1948.12.10 第3回総会

(2) ワーク 2について

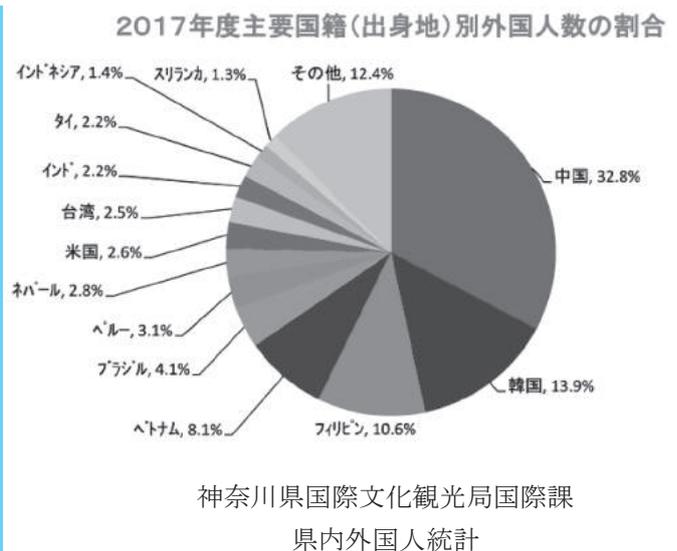
(1) のデータは、神奈川県内の公立小・中学校に在籍する児童・生徒数、帰国児童・生徒数及び外国人児童・生徒数、日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒数および日本語指導が必要な日本国籍の児童・生徒数を表にまとめたものである。次のような解答が想定される。

- ・ 県内の児童・生徒数の1%が外国籍である。
- ・ 外国人児童・生徒数の約半分は日本語指導を必要とする。
- ・ 外国人児童・生徒数の約半分は日本語指導を必要としない。
- ・ 日本語指導を必要とする日本国籍の児童・生徒が存在する。

生徒の気づきをふまえながら、高等学校にも、日本語指導を必要とする日本国籍の生徒が存在することに注目させる。神奈川県では、日本国籍をもちながら、日本語の学習に課題を持つ生徒が増加しており、人権的な見地から、平成19年度に県が策定した「かながわ教育ビジョン」に則って、文部科学省等が使用している「外国籍（人）生徒」という言葉を「外国につながるのがある生徒」という言い方に変更している。外国籍の生徒だけでなく、外国に血縁があるが、保護者が日本に定住する過程で帰化するほか、保護者の婚姻などにより日本国籍を取得した生徒などを含む。

(2) で神奈川県の主要国籍（出身地）別外国人数の割合で上位6か国の主要言語を挙げていくと、実に多様である。この多様性に気づかせるとともに、定住化が進む中、これらの国をルーツとする「外国につながるのがある生徒」が身近に増えている可能性にも触れる。

	国	主要言語
1位	中国	中国語
2位	韓国	韓国・朝鮮語
3位	フィリピン	タガログ語・英語
4位	ベトナム	ベトナム語
5位	ブラジル	ポルトガル語
6位	ペルー	スペイン語



日本語指導経験者によると、中国語を母語とする生徒については、日本の漢字の雰囲気や指示内容をある程度は理解できる場面もあるが、それ以外で、日本語、英語をいずれも習得していない生徒については、意思疎通が困難な場面もあるようである。日本語の習熟度が低い生徒で、「カタカナ英語」の多用は逆に理解の困難を招くともいう。また、「わかりますか」「大丈夫ですか」などと問われても、日本語での説明

が難しいことから「はい」「大丈夫です」と答えがちで、本人の困り感が伝わりにくいことがあるようである。

次に、神奈川県における、外国人の在県の経緯を簡単にまとめた資料を挙げた。詳しくは、他の資料なども参照して欲しい。

中国

19世紀から世代を重ねる華僑の人々のほか、留学生、国際結婚、子どもの呼び寄せなど来日経緯は多様である。

韓国・朝鮮

戦前から日本で生活している在日韓国・朝鮮人の人々や、留学、国際結婚、仕事等で来日する人々がいる。

フィリピン

女性が圧倒的に多いのが特徴である。日本人と結婚して日本で子育てをする人も多い。

中南米（ブラジル、ペルー、ボリビア、アルゼンチン、ドミニカ共和国など）

1990年以降、日系人を中心に増えた。その後の不況で仕事を失い帰国する人もいた。日本生まれの子どもも多い。

インドシナ三国（ベトナム、カンボジア、ラオス）

インドシナ難民を受け入れた大和定住促進センター（1980年開所/1998年閉所）があったことなどから、他県と比べて多い。近年、経済交流の進展に伴いベトナム人の企業関係者や留学生などが増えている。

「みんなで育てる多文化共生～誰もがいきいきと心豊かに暮らせるかながわを目指して～」
公益財団法人 かながわ国際交流財団（平成27年3月）

（3）では、「外国につながりのある生徒」は世界の様々な文化や風習の影響を受けている可能性に気づかせたい。

中でも、「ムスリム（イスラム教徒）」は宗教上の制約が多いため、衣食などにおいて、配慮を必要とする場面が多くあるが、このことは意外に知られていない。次に簡単に紹介するので必要に応じて適宜紹介してもよい。

食事

豚肉及びその加工品、ハラール認定されていない食肉、酒類は食べられない。

女子の服装

思春期以降は顔と手以外を隠し、体形が分かりにくい服装が好まれる。

礼拝

1日5回礼拝を行う。学校では昼休み前後や部活動の時間などに重なることがある。

ラマダーン（断食月）

健康なムスリムは1年に1ヶ月程度、日の出から日没まで、水を含め一切の飲食を行うことができない期間がある。

イスラム教の戒律は、宗派や出身国・地域等によって異なる場合があるほか、宗教規範にどの程度まで厳格に従うかは保護者の考え方により大きく異なるため、実際には、本人や保護者の意向を確認する必要がある。

(3) ワーク3について

事例1、2のように学校と家庭で使用する言語が異なることなどによる「学習言語」習得に絡む困り感や、事例3のようないわゆる「レイシャルハラスメント（人種・国籍による差別）」、事例4のような文化・宗教上の問題など、「外国につながる生徒」について配慮すべき点は多岐にわたる。また、日本語の習熟度の個人差もあり、それぞれの困り感を個々に応じて受け止めようとする態度が必要と考えられる。

日本語指導経験者が見聞きした「外国につながる生徒」の困り感として次のような事例もある。

- 転校の初日はみんながまわりに集まって親切にしてくれたけど、1週間も経ったら、だんだん気にされなくなった。
- 父親が予定を決める習慣があるため、土日は家族行事が優先となり、部活に入りたいけれど入れないほか、約束なども急に家族の都合でキャンセルしてしまうことがある。
- 日常会話は問題ないが、学習上での語彙は理解するのに難しい。先生に一生懸命聞いてもわからないことが多いが、さぼっているわけではない。
- わからないことを親に聞くことができない。親の方が、日本語が苦手だから宿題を見てもらえなかった。書類などは全部自分でやってきた。

各事例の分析をとおして、「外国につながる生徒」に特有の困り感を知るための観点をもつとともに、仲間として寄り添おうとする態度が育つことを期待したい。

<参考資料>

- 「エリア・スタディーズ 116 現代スペインを知るための60章」明石書店（平成25年3月）
- 「キッズペディア アドバンス なぞ解きビジュアル百科 日本と世界の祭り」小学館（平成28年10月）
- 「外国につながるある児童生徒への指導・支援の手引き」神奈川県教育委員会教育局支援教育部子ども教育支援課（平成24年6月）
- 「まんが クラスメイトは外国人 多文化共生 20の物語」外国につながる子どもたちの物語編集委員会 編 明石書店（平成21年4月）
- 「まんが クラスメイトは外国人 入門編 はじめて学ぶ多文化共生」外国につながる子どもたちの物語編集委員会 編 明石書店（平成25年6月）
- 「イスラームの子どもたちを理解するために」公益財団法人 かながわ国際交流財団（平成29年3月）

神奈川県内のほとんどの公立学校には、外国籍の児童・生徒が在籍しています。また、それ以外にも、言語・文化などに様々な背景をもった児童・生徒、たとえば日本国籍であっても母語が日本語ではないなどの児童・生徒が在籍しています。こうしたことから神奈川県においては、「外国につながるのある児童・生徒」という表現を使うようになりました。

多文化共生社会実現のためには、国籍・文化・民族などの違いによる差別や偏見をなくす教育をすることはもちろん、外国につながるのある児童・生徒への支援体制を整備するとともに、外国につながるのある児童・生徒が、誇りをもって本名が名乗れる環境を作っていくことが大切です。

◇文化や民族の違いの理解

児童・生徒の間で起こるトラブルの中には、文化や習慣の違いへの理解不足が原因の場合もあると考えられます。一人ひとりの児童・生徒が違いを認め合い、互いの文化と個性を尊重する態度を身につけることが大切です。学級などで、外国につながるのある児童・生徒の生活習慣やその国の歴史、文化などへの理解を深めることは、児童・生徒が多様な文化について正しい認識をもち、国際社会で主体的に行動する上で効果的です。また、そのような取組は、外国につながるのある児童・生徒にとって、自分自身だけでなくその国の文化も大切にされているという実感につながります。

◇本名が名乗れる教育環境づくり

外国につながるのある児童・生徒が、自らのアイデンティティを再確認し、自尊感情をもって学校生活を有意義に過ごすためにも本名を名乗ることのできる教育環境を作ることが求められています。本名が名乗れない理由は、当然のことながら、本名を名乗ると差別を受ける、あるいは差別を受けそうだから、ということです。もちろん、本名を名乗っても差別を受けることなく生活している児童・生徒もいます。ただ、周囲の人から見て差別を受けていないように見えても、本名での生活には様々なストレスや不便がつきまとうと言われてしています。

名前を呼ばただけでじろじろ見られたり、何度も名前を聴き返されたり、「国籍はどこでいつ日本に来たのか。」など、興味本位で様々な質問を受けることもあります。右から左に横書きをする言語もありますが、日本の申請用紙はすべて左からの横書きであり、中には縦書きの書類もあります。

このような中で本名を貫くためには、様々な軋轢を乗り越え、相応の労力をかけなければなりません。通称名を使用したほうが、はるかに楽なのです。

しかし、通称名はあくまでも通称名です。ある程度面倒な作業からは逃れられますが、逆に、今度は、通称名であることや複数の名前があることについて説明しなければならなくなります。結局、本名を隠していることへの罪悪感や、通称名使用

の煩わしさから、思い切って本名を使用するようになる人もいます。

◇偏見や差別意識の払拭

外国につながるのある児童・生徒が、それを理由にいじめられるといった直接的な差別のほか、外国籍であることが理由で希望の会社に入れなかったり、住まいを探すときに断られたりするなど、外国人に対する差別の実態があります。外国につながるのある児童・生徒が、安心して学校生活をおくるためには、外国人に対する偏見や差別意識を払拭し、ともに生きる社会を実現することが重要です。近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を高めており、平成28年6月3日には、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。この法律には第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動などについて規定されています。民族や国籍などの違いを越え、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

<参考資料>

「人権教育ハンドブック」神奈川県教育委員会（平成30年4月）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年6月3日施行

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本

邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

（相談体制の整備）

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、そ

の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

<ヘイトスピーチ Q&A>

Q1 ヘイトスピーチって何？

A1 ヘイトスピーチに明確な定義はありませんが、最近、デモやインターネット上で、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、特定の国の出身の人々に一方的に危害を加えようとする内容の言動が見られ、このような言動が一般にヘイトスピーチと呼ばれています。例えば、特定の国の出身の人々について一律に「日本から叩き出せ」や「殺せ」というものが、ヘイトスピーチに当たるとされています。

Q2 ヘイトスピーチの何が問題なの？

A2 このような言動は、言われている人々の心を傷つけたり、そのような人々に対する差別を生じさせるおそれがあり、決してあってはならないものです。

Q3 ヘイトスピーチをなくすために、私たちにできることは？

A3 まずは、こうしたヘイトスピーチをなくしていく必要性について、私たちの理解を深めることが重要です。このことは、平成28年にできた、いわゆるヘイトスピーチ解消法（※）にも、基本理念として書かれています。

※正式名称は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年5月24日成立，同年6月3日施行）

「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」法務省人権擁護局・全国人権擁護委員会連合より

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ、許さない。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか。

こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、

差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました!!

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が
平成28年6月3日から施行されました。

詳しくは

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

ヘイトスピーチ、許さない

検索

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ、許さない。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心して暮らせる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

人種等を理由とした差別の根絶に向けては、人種差別撤廃条約等に基づく国際的な取組が強化されており、我が国としてもそれに応えていく必要があります。

また、平成28年6月3日には、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国人の方々との交流する機会は今後ますます増加することが予想されます。民族や国籍等の違いを越え、互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。

法務省の人権擁護機関の取組

法務省の人権擁護機関では、現在、こうしたヘイトスピーチがあつてはならないということや、皆さんに御理解いただきたいやさすい形で表した、より効果的な各種啓発活動に積極的に取り組んでいます。

また、法務局では、職員や人権擁護委員(法務大臣から委嘱された民間の人たち)が、ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題について相談に応じています。

なお、英語や中国語などの通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を、特定の法務局(東京、大阪、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松、松山)において曜日指定して開設し、相談に応じています。(詳細は、<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>)

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

みんなの人権110番  **0570-003-110**

法務省ホームページ「ヘイトスピーチ、許さない」 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

【人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ】 <http://www.moj.go.jp/jinkennet/>

【人権啓発デジタルコンテンツ】 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00041.html

【人権ライブラリー】 <http://www.jinken-library.jp/>

リーフレット「ヘイトスピーチ、許さない。」 法務省ウェブサイト

9 誰もがなり得る、そして抜け出せない状況

ワーク 1

複数回答		人	回答% ※1	ケース% ※2
1	倒産・失業	369	17.5	26.1
2	仕事が減った	379	18.0	26.8
3	病気・けが・高齢で仕事ができなくなった	240	11.4	16.9
4	労働環境が劣悪なため、仕事を辞めた	71	3.4	5.0
5	人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた	242	11.5	17.1
6	上記以外の理由で収入が減った	25	1.2	1.8
7	借金取立により家を出た	47	2.2	3.3
8	アパート等の家賃が払えなくなった	156	7.4	11.0
9	契約期間満了で宿舎を出た	25	1.2	1.8
10	ホテル代、ドヤ代 ※3が払えなくなった	60	2.8	4.2
11	差し押さえによって立ち退きさせられた	5	0.2	0.4
12	病院や施設などから出た後行き先がなくなった	24	1.1	1.7
13	家庭内のいざこざ	105	5.0	7.4
14	飲酒、ギャンブル	126	6.0	8.9
15	その他	236	11.2	16.7
有効回答数		2,110	100.0	149.0
有効回答者数		1,416	98.7	
無回答		19	1.3	
合計		1,435	100.0	

「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）の調査結果（全体版）」厚生労働省（平成29年9月）より作成

※1 回答%：有効回答数(2,110人)に占める割合 ※2 ケース%：有効回答者数(1,416人)に占める割合

※3 ドヤ代：宿屋に払う宿泊料金のことで、主に簡易旅館を示し、「やど」を逆さまに言った俗語

(1) 表は「ある状態」になった人たちが、その状態に至った主な理由を答えたものです。どのような状態になった人たちでしょうか。

(2) (1) の状態の生活は、どのようなことに困るのでしょうか。

(3) もし、あなたが(1) の状態になったら、その状態から脱するために、どのような方法を取るとお考えですか。

ワーク 2

- (1) 資料「若者ホームレス50人聞き取り調査 若者ホームレスの声」を1人1枚読み、当事者の状況について、次の視点を中心に整理してみましょう。

- () さん
- ア 就職や仕事上の困難について
- イ 家族との関係について
- ウ 路上生活の現状で社会復帰できない状況について
- エ その他、気づいたこと

- (2) ワーク 1 (3) で考えた方法で、ホームレス状態から脱することができるでしょうか。また、どのような困難があるでしょうか。

- (3) (1)、(2) の内容について、グループで意見を交換し、気づいたことや考えたことを書きましょう。

ワーク 3

今回の学習をとおして、気づいたことや考えたことを書きましょう。

■資料

「若者ホームレス白書 当事者の証言から見えてきた問題と解決のための支援方策」特定非営利活動法人ビッグイシュー基金（2010年12月）より

《若者ホームレス 50人聞き取り調査 若者ホームレスの声 ①》

フリーター、ニート状態を経て路上へ

Aさん 30歳

関東地方出身。両親、姉の4人家族。高校卒業後は、大手電気メーカーのグループ会社へ就職するが2年半でリストラに遭う。

その後アルバイトと派遣を繰り返すが、その状態を家族は快く思っておらず、関係が悪化し、路上へ。

家族は姉と両親の4人。ごく普通の家庭だったと思います。高校では私立の工業科に行きました。入学金だけで百万円以上して授業料も月十数万円かかるんです。家にどうしてそんなお金があったのか、わからないんですけど、そのおかげで、卒業後、大手電気メーカーのグループ会社にすんなり入れたんです。面接では「お酒はどれくらい飲めるの？」って聞かれただけ。

部品センターで出入庫管理をやっていました。給料は高くなかったけど、残業もほとんどなくて、不満はありませんでしたね。実家から通ってたので、給料の半分を家に入れてました。ところが入社3年目の1999年に人員削減によるリストラに遭った。年齢はさまざま。僕みたいに若いのも年寄りもいましたね。

その後、失業保険もらってハローワークで仕事探しましたが、なかなか見つからない。人見知りなんで、接客業とかダメなんです。だから仕事が限られちゃう。衣料品店の倉庫とか、漬物工場とか……いろんな派遣やったけど、どこも短期契約なんです。仕事がない時は部屋にこもってゲームしたりして時間をやり過ごしてました。ニートみたいなものですよ。

親にすればいつまでたってもまともに働かないように思えるんでしょう。「正社員で働け、バイトじゃダメだ」って散々言われて……どんどん関係が悪化していきました。家を出た時は本当に勢いだった。仕事してなくて、親と大げんかして。

親には申し訳ないと思ってる。高い授業料払って高校行かせてくれたのにこれじゃあねえ。両親はもういい年だから心配。どっか正社員決まったら、菓子折もって実家行って、一晩泊まってじっくり話したい。本当はここから電車乗れば、1時間ちょっとで帰れるんだけどね。たった1時間の距離なのに、ブラジルより遠く感じる。でも今のままじゃ顔向けできないですからね。まさにこれから親孝行できるって時になったら、電話一本かかってきて「亡くなりました」ってことがあるのかもしれない。そうしたら「海外旅行の一つでも連れて行ってあげればよかった」って後悔するのかな。

家を出てからは路上でアンケートやってそれでもらえる図書カードなんかを換金して食いつないでた。炊き出しとかは、雰囲気苦手でほとんど行ったことない。家がないから“ホームレス”なんだけど、ホントのホームレスじゃないっていうか……そういうプライドみたいなのあるんですよ。

最近30歳になりました。会社に入った18歳のころは、その頃には結婚して子供が2人くらいはいると思ってたから。でも今はもう、はるか向こうにある感じですね。

《若者ホームレス 50人聞き取り調査 若者ホームレスの声 ②》

児童養護施設を経て路上へ

Bさん 23歳

近畿地方出身。両親の離婚により、児童養護施設に預けられる。中学卒業と同時に大阪の工場へ就職し、工場の寮で暮らす。約7年勤めた後に退職。児童養護施設へ戻り、就職の相談をするが見つからず、仕事を求め上京する。しかし、仕事は得られず、路上へ。

施設に入ったのは1歳です。物心つくずっと前です。だから母親の顔は知りません。理由は離婚だそうです。父親が親権取ったんですけど、マグロの遠洋（漁業）をやったんで、面倒を見られないので施設に預けられました。

中学のころイジメに遭って、それが原因で不登校になったんです。勉強も得意じゃなかったんで早く働きたいなと思って中学出たら就職することに決めました。

就職先は施設の先生が紹介してくれました。大阪の繊維工場です。施設の先輩がその工場に行っていたんで、安心感があった。正社員の仕事です。保険もありました。給料は18万円くらい。悪くないと思います。最初は昇給があるとか、新しい仕事を少しずつ覚えさせてくれると言われていたんですが、ずっと同じ仕事で上にも上がれなくて、それに不満を覚えました。機械が相手というのもちょっと……。接客業とか新しい仕事をやってみたいと思って、それで退職しました。もっと別のことを経験してみたかったです。

一度地元帰って施設の先生に相談して、仕事のあてを探してもらったんですけどなかなか

か難しいような状況で。施設に戻ることはできないですから。その間は外（路上）にいました。迷惑かけるわけにもいかないんで。泊まる場所がないってことは先生には言い出せませんでした。

姉と妹がいて、連絡先は知ってるんですけど、二人とも忙しいんです。姉の方は朝と夜で二つ仕事を掛け持ちしているような状態。妹は車じゃないと行かれないような場所にいたんで、会えませんでした。友だちも頼れる人もまったくなくて。貯金とかはなかったです。自分はよく食べるんでご飯代とか、洋服代とかで消えちゃって。失業保険はハローワークで手続きできたはずなんですけど、やり方がよくわからなくて、施設の先生に相談したら、「手続きとってても面倒くさいよ」って言われてそのままになっちゃいました。

地元には4ヶ月ほどいましたが、自分のいたところは田舎なのか、仕事がほとんどない。だから都心に行くしかないかなと思って、施設の先生からお金を借りて、夜行バスで東京に来たんです。東京ではハローワークに何回も行きました。面接まではこぎつけたこともあるんですが、自分が今こういう状態（住所がない）だと話すとそれが不利になって落とされてしまうんですね。住む場所もお金も携帯も持ってないですから。そんなことが何回も続いて、精神的に参ってしまいました。今はうつっぽくて、仕事を探す気力が沸いてこないんです。

《若者ホームレス 50人聞き取り調査 若者ホームレスの声 ③》

ひどい家族から逃げ出して

Cさん 27歳

東北地方出身。中学卒業後、上京。板前修業を経て、定時制高校に通うも中退。その後、地元に戻り製菓工場で派遣社員として働くが、工場閉鎖により職を失う。上京しネットカフェに泊まりながら職を探すも見つからず、路上へ。

今でいう虐待、受けてたんです。父親の暴力もあったけど、何より無視されてたのがきつかったですね。弟が生まれてからひどくなって、「勝手にやりなさい」って母親に言われて……飯に呼んでももらえない。家族がいない時間、一人で残り物とか食べてました。父親は自衛官なんです。自衛隊なんて死んでも行きたくないのに、『中学出たら自衛隊入れる』って毎日どやされてました。そんな状況を中学の担任だけは知ってたんです。それでいよいよ進路を決めなきゃいけないって時に「東京に先生の知り合いがやっているお寿司屋さんがあるんだけど働いてみないか」って勧められたんです。「高校はいつでも行かれる。親元を離れるほうが先だ」って言ってくれて、親に直談判してくれました。

15歳から修行始めたんですけど、学校行きたいってずっと思ってた……。板前は自分で選んだ仕事じゃないって思いもあったんで、やりたいことを探す意味で20歳の時、定時制高校に入学したんです。その担任が手続きとかいろいろ教えてくれました。でも寿司屋は夜仕事あるから定時制通えないんで、それで辞めて新聞奨学生になって住み込みで働きながら、高校に通うことになりました。でも結局仕事忙しすぎて、高校は卒業できず、1年

で辞めちゃったんですけどね。

ある時、元担任からしばらくぶりに連絡が入ったんです。何かと思ったら、「両親が離婚するとかで、母親が会いたがっている」ってことだったんですけど、でも連絡しませんでした。それから半年くらい経って、東京での仕事がうまくいかなかったんで、地元で仕事探そうと思ってすごい久しぶりに帰ったんです。実家がどうなってるか見に行ったら、家があった場所は「売地」になって、住んだ家は跡形もなくなっていました。今家族がどこでどうしているのかわかりません。まあ自分には関係ないことなんでどうでもいいですけど。

地元に戻ってからは、製菓工場の機械オペレーターの仕事をしてました。いわゆる製造業派遣です。派遣の世界は厳しい弱肉強食の世界。自分の持ち場を与えられたら「ちゃんとできます」って強くアピールしないとほかの派遣にとられちゃう。工場でも作業によって死にそうにキツイものと比較的楽なものがある。立場が弱いとキツイ作業にまわされたり、いろんな持ち場をグルグル回されちゃうから、仕事が覚えられなくてヘマするっていう悪循環に陥るんです。5年経った時、工場の中国移転が決まって閉鎖になっちゃったんです。遅配されてた給料も結局支払われず、寮を出るしかなかった。地元で仕事探すより、東京でネットカフェに泊まりながら探した方がいいと思って上京。でも結局見つからなくて所持金ゼロになって、路上に行くしかありませんでした。

《若者ホームレス 50 人聞き取り調査 若者ホームレスの声 ④》

製造業派遣を転々として

Dさん 36歳

東北地方出身。高校卒業後、就職。農産物加工会社、警備員等を経て、製造業派遣へ登録。2年ほどの間に7ヶ所の工場を転々とするが、人間関係がうまくいかず、派遣の寮を飛び出して以来、路上生活を続けている。

子どものころは活発で、勉強も得意なほうでした。父親が青果業を営んでいたんですが、経営がうまくいかなくて高校に上がるころに倒産。両親は離婚し、父親は家を出て行きました。サラ金からしょっちゅう電話がかかっていたので、子どもながら家の状態はうすうすわかっていたつもりです。「早く働いてお金を返すのが当たり前」という雰囲気があったんで、大学進学とかは考えなかったですね。

高校卒業後は、地元の農産物加工会社に正社員として就職。でも単純作業に飽きてしまって3ヶ月で退職しました。そこを辞めた後は地元の警備会社で2年ちょっとアルバイト。社員になる機会もあったんですけど、家計が苦しかったのであきらめました。保険とか年金とかいろいろ引かれるじゃないですか。そうすると手取り下がって生活できなくなっちゃうんですね。それから2年ほどは土木とか、原発の作業員として単発で働きました。でもそういう仕事もどんどん減ってしまって、地元で長期の仕事を探していたんですが見つからず、製造業派遣に登録することにしました。

それから5年ほどはあちこちの工場を転々としてきました。短いと1ヶ月、長くても6ヶ月ほどで生産調整とか、作業終了とかで別の工場に回される。一番いやだったのは人間関係

ですね。契約社員とか期間工とか、正社員とかいろいろあって、その人たちとは口も聞かないってことが当たり前でしたね。仕事内容はほとんど変わらないのに、派遣というだけで下に見られてバカにされる。この仕事をいつ切られるかわからない、今日かもしれない、明日かもしれないっていつも不安に思いながら働いてましたね。

最後のカーエアコンの工場では、リーダーと呼ばれる係長が最悪でした。完全無視されて一言も口を聞いてくれない。それでもガマンにガマンを重ねたけど、派遣を人と思わないような態度に完全に頭来て、ある日爆発して、夜逃げ同然に寮を飛び出しました。その時、母親と妹は実家に身を寄せていたんで、帰る場所はありませんでした。

今の状態を変えたいとは思っているんですけどね。でも基本的に転職繰り返して、何のスキルも身につけていない自分に就職なんて厳しいでしょう。できて製造業派遣か警備員くらい。でもどっちも厳しい仕事だし、条件的にも難しいし、ああいう仕事をするなら今のまま（ホームレス状態）でいいかなと。

人間関係のごちゃごちゃとかも苦手なんです。以前、ホームレス支援のNPOから整骨院の仕事を紹介されたことがあったんですよ。興味はあったんですけど、条件等が書かれたファックスの文字が殴り書きみたいにされて、大事にされない感じがしたんで断りました。疑り深くなっちゃってダメですね。何の会社に入ってもうまくやっていけるか自信がないんですよ

解説 9 誰もがなり得る、そして抜け出せない状況

1 ねらい

近年、20歳代30歳代の若いホームレスが増えつつある。彼らは、路上にいるよりも、ネットカフェやファストフード店といった終夜営業店舗などに滞在していることが多く、見えにくい存在となっている。

「ホームレスの状態」に至るまでには、様々な背景が複雑にからんでおり、その一つひとつは誰にでも起こり得る課題であるため、身近な問題であることを理解できるように学習を進めたい。

2 進め方

展開例（50分 3～4人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (10分)	
① 表を見て答える。 (1)	○ ホームレス状態に至った理由が様々であることを伝える。
② (1)の状況を具体的に想像する。 (2)	○ 状況に応じて、キーワードを挙げて、具体的に想像できるように促す。
③ 自分の考えを書く。 (3)	○ 生徒が自分のこととして想像できる状態を設定するように伝える。
④ 例示を聞く。 (3)	○ 参照資料「路上脱出ガイド」から、様々な状況に合わせた支援があることや、ホームレスの状態への即効性のある対応策は今のところ少ないことを伝える。 ○ ホームレスの定義について、法的には路上などで生活している人とされている。しかし、ネットカフェやファストフード店といった終夜営業店、友人宅、安い民間の宿などに滞在し続ける人、安定した住居をもたない人もホームレスに含めて実態を把握し、支援すべきだという意見もあることを伝える。
2 ワーク2 (30分)	
① グループ内で資料「若者ホームレスの声」を分担して一人ひとりの状況を整理して書く。 (1)	○ 客観的な事実を整理するように伝える。

<p>② 自分の考えを書く。 (2)</p> <p>③ グループ内で発表し合い、意見交換をしながら気づいたことや考えたことを書く。 (3)</p>	<p>○ 様々な事情があることや、積極的に支援を受けることができない背景をふまえて考えるように促す。</p> <p>○ 家族関係が希薄な点、人間関係の構築が苦手な点、再就職が困難な点、自信を失っている点、住居が無い点などがさらなる困難につながることを挙げ、ホームレスが陥っている孤立した状態への気づきを促す。</p>
<p>3 ワーク3 (10分)</p> <p>① 今回の学習をとおして、気づいたことや考えたことを書く。</p>	<p>○ 様々な背景が複雑にからみ合い、ホームレス状態からの脱出を困難にしていること、誰にでも起こり得る課題であり、偏見や固定的なイメージを抱かないように注意すべきことを伝える。</p>

3 解説

(1) ワーク1について

表は、「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」（厚生労働省 平成29年9月発表）の、路上（野宿）生活をするようになった主な理由についての調査結果である。

(1) について、回答はホームレスの状態であるが、その主な理由は多岐にわたり、その他の割合も多い。

(2) について、ホームレスが困る内容の例としては、食べ物が十分でない、寝る場所を見つけられない、雨や寒さをしのげない、入浴、洗濯などができなくて清潔に保つことができない、ホームレス同士のいざこざ、ホームレス以外の人にいやがらせを受けている、立ち退くよう言われている、お金がなくて電車に乗れない、体調が悪い、病気にかかってしまう、雨や台風時に物が飛ばされたり流されたりする、荷物や道具を盗られる、などが挙げられる。

(3) について、今から10年後や就職して3年後、失業するなど、生徒が自分のこととして想像できる状態を適宜設定するような声かけをして考えさせたい。

生徒の考えとしては、家族や友人に頼って、衣食住を確保した上で、仕事をする、仕事を探すためにハローワークに通うなどが予想される。

実際には、福祉事務所などの公的機関への相談、生活保護制度の利用、福祉制度の利用（巡回相談員への相談）などがある。また、一時的な宿泊場所であるシェルターに一定期間入所して、食事、健康管理、生活相談、職業相談を受け

ることや、就労による自立をするための施設（自立支援センター）に通うこともできる。その他のホームレスに対する公的支援として、住宅の斡旋や宿泊事業、健康診断、食糧支給、衣類の支給や民間団体の支援として「炊きだし」「衣類・日用品・寝袋等提供」がある。

ホームレスは、路上生活からの脱出、自立をめざすが、ほとんどの人は、自分がホームレスになると想像したこともないため、どのような支援があるかなどの具体的な知識や情報をもっていない。支援・啓発のため、「路上脱出ガイド東京23区編 住まいが無くて困っているあなたへ」といった小冊子を作成し、様々な状況に合わせたガイドを示している団体もある。この団体は「ホームレス＝路上生活者」と考えるのではなく、そこに至るプロセス全てを視野に入れることが予防や支援を考えていく上で重要だとして、「屋根が無い状態（路上生活）」に加えて「屋根はあっても家が無い状態（ネットカフェやファストフード店といった終夜営業店、友人宅、安い民間の宿などに滞在しつづける、安定した住居をもたない人）」を「ホームレス状態」と定義している。ある日突然、住居を失い、路上で生活するようになるのではなく、不安定な就労や不安定な滞在先を経て、徐々に路上に近づいていくというプロセスがあることをイメージできるようにしたい。

（２）ワーク２について

ホームレスは、いったん野宿などの極度の貧困におかれたため、元の生活に戻ることが、とても難しいという理不尽な状況にある。「ホームレスは甘えているだけだ」「頑張れば、仕事は見つかる」という意見については、本当にそうなのか問い直す必要がある。

（１）について、ホームレスの状況には、景気の悪化によるリストラ・倒産といった雇用情勢の悪化や教育を十分に受けられなかったこと、家族関係が希薄であること、仕事が見つからないことなどが挙げられる。さらに、学校で受けたいじめやこれまでの職場での過酷な労働体験から人間関係の構築に苦手意識をもったり、仕事をする自信や現状を変えようとする意欲を失っているなどの目に見えにくい困難も挙げられる。

（２）について、ホームレスは、住居がないという決定的な困難を抱えている。住居を失うことが、再び仕事を得る上でいかに重い足かせになるのかについて、しっかりと考えさせたい。

（３）についてホームレスの多くは、家族、友人、公的機関などとのつながりを失っており、孤立した状態だということが、ホームレス状態からの「脱出」を難しくしている点に気づくような声かけをする。

(3) ワーク3について

ホームレス状態にある人の具体的な困難について学んだ上で、様々な背景が複雑にからみ合い、ホームレス状態からの脱出を困難にしていること、その一つひとつは、誰にでも起こり得る課題であり、誰もがホームレスになる可能性があるという身近な問題であることを知らせ、ホームレスを偏見や固定的なイメージで捉えることをせず、当事者が直面している辛さや苦しみを「自己責任」に帰することなく、生徒にとっても、他人事ではない身近で切実な問題であることを認識させたい。

<参照資料>

「路上脱出ガイド 東京23区編 2015年8月改訂5版」路上脱出ガイド（東京23区編）作成委員会
22-23 ページ <https://bigissue.or.jp/action/guide/#section05>

<参考資料>

「若者ホームレス白書 当事者の証言から見えてきた問題と解決のための支援方策」
特定非営利活動法人ビッグイシュー基金（平成22年12月）
ビッグイシュー基金ウェブサイト
「若者ホームレス白書② 他者とつながって生きられる社会へ」
特定非営利活動法人ビッグイシュー基金（平成24年3月）

10 自分や身近な人が犯罪被害者になったら

日常生活からイメージしにくい人権問題として、「犯罪被害者とその家族の人権」を挙げるすることができます。神奈川県でも毎年多くの犯罪が発生し、多くの人が多様な被害を受けている現状があります。そこで、犯罪被害者とその家族の人権を考えるために、自分のこととしてワークシートに取り組み、もし、身近な人がそのような立場に立ってしまった場合、何ができるのかを考えてみましょう。

ワーク 1

犯罪の実態を理解しよう。 ※「犯罪」とは、ここでは刑法犯に、交通事故を加えた数とします。
また、警察によって認知されたものとします。

(1) 神奈川県で1年間(平成29年)に警察に認知された犯罪件数を予想し、次の選択肢から選んで○をつけましょう。

ア 約1万5千件	イ 約3万件	ウ 約5万件
エ 約8万件	オ 約10万件	カ 約13万件

(2) 平成29年に神奈川県では、どのような犯罪が多く発生していたと思いますか。
ア～エを に当てはめ、発生件数順位表を完成させましょう。

ア 凶悪犯<殺人、強盗、放火、強制性交等>
イ 粗暴犯<凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝>
ウ 窃盗犯<窃盗>
エ 交通事故

《発生件数順位》

1位

2位

3位 その他刑法犯<器物損壊、住居侵入等>

4位 知能犯<詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任>

5位

6位 風俗犯<賭博、わいせつ>

7位

ワーク2

事件発生から犯罪被害者とその家族がたどる過程の例を示しました。被害者は事件によって直接受ける被害以外にも様々な苦しみを体験することがあります。場面ごとにその苦しみを、自分のこととして考えてみましょう（「★」は「より深く考えるためのヒント」です）。

(1) ワーク1を参考に自分（家族）が、どのような被害を受けたのかを想定し、下の欄に書きましょう。

(2) 次の流れとヒントをもとにして、設問に取り組んでみましょう。

場面A：事件発生
事件によってあなた（家族）に大きな被害が与えられました。事件が報道されたときに、その報道が被害者にどのような影響を与えるのでしょうか。

場面B：捜査・加害者の逮捕・裁判
捜査や裁判の過程で被害者は「何」を話したり、聞いたりしなければなりませんでしょうか。その話は、被害者にとって話したり、聞いたりしたい話でしょうか。もう触れて欲しくない話でしょうか。

場面C：加害者の受刑
加害者が刑罰を受ければ被害者は安心して、また心の傷を癒すことができるのでしょうか。また、「加害者に被害の責任をとって欲しい」というときに被害者はどのような行動を取ることができるのでしょうか。

★もし、仕事を続けられなくなるような被害だったら…。

★被害者の心が傷つけられるのは、事件による被害だけ？

★取材や報道の影響は？
報道にふれた人の心ない言動で…。

★逮捕されれば…
被害者は満足？加害者は反省する？

★裁判で証言。
一番会いたくない人が…。

★加害者に財力がない場合は？
殺人だったら、大切な命をお金に…。

★時間がたてば、被害者の心の傷は癒える？

★加害者が刑務所から出てきたら…。

〔設問1〕場面Aでは、どのような不安や辛いことがあると思いますか。

〔設問2〕場面Bでは、どのような不安や辛いことがあると思いますか。

〔設問3〕場面Cでは、どのような不安や辛いことがあると思いますか。

(3) グループで意見を交換し、考えを共有してみましょう。

ワーク3

もし、あなたの身近な人が犯罪被害者となった場合、どのようなことができるのか、引き続き話し合ってみましょう。ワーク2を参照して場面ごとに具体的に考えてみましょう。

場面Aでは、このようなことができる。

場面Bでは、このようなことができる。

場面Cでは、このようなことができる。

場面にこだわらずにできること（すべての場面でできること）。

ワーク4

今回の学習をとおして、考えたことや気づいたことを書いてみましょう。

解説10 自分や身近な人が犯罪被害者になったら

1 ねらい

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害だけではなく、様々な苦しみを抱えることになる。犯罪の被害で受ける苦しさやその後の二次的な被害は、周囲の人に理解されにくい。それは、日常生活で犯罪被害について考える機会があまりないためだと思われる。そこで、犯罪被害者がたどる過程の例（被害を受ける可能性がある具体的な場面）を示すことによって、犯罪被害者の苦しみや心情を想像し、犯罪被害者の人権について考えられるよう学習を進める。

2 進め方

展開例（50分 3～4人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
ワーク1 (10分) ① 神奈川県内で1年間に認知された犯罪件数を考え、○をつける。 (1) ② 空欄を埋める。 (2)	○ 実際に犯罪の加害者・被害者が生徒とその家族に存在する可能性があることを考慮する。 ○ 県内では交通事故と刑法犯が8万2,168件発生しており（平成29年度）、自分も犯罪被害者になる可能性があることを押さえた上で、次のワークにつなげる。 ○ 犯罪の種類について伝え、どのような犯罪が県内で発生しているのか、捉えられるようにする。
ワーク2 (20分) ① 自分（家族）がどのような犯罪被害を受けたのかを想定して書く。 (1) ② 犯罪被害者の視点で、場面ごとに被害者がどのような辛い経験をするのかを想像して書く。 (2) ③ グループで意見交換をし、考えを深める。 (3)	○ 被害者の犯罪による直接的な被害以外の様々な苦しみを理解できるよう助言する。 ○ 犯罪被害者がどのような苦しみを体験するのかの例をいくつか説明してワーク2のまとめとする。

ワーク 3 (20分)

- ① 自分はどのようなことができるのかをグループで話し合う。

ワーク 4

- ① 今回の学習をとおして、考えたことや気づいたことを書く。

- ワーク 2 をふまえ、場面ごとに整理して具体的に考えるよう伝える。

- 犯罪被害者に対する支援を、指導用資料 1～3 を使って説明する。

3 解説

(1) ワーク 1 について

県内で多くの犯罪が起こっていることを伝え、犯罪に対する関心を引き出すとともに、犯罪に対する具体的なイメージをもたせる。神奈川県では1年間（平成29年）に5万3,628件の刑法犯が認知されている。一方で、交通事故は2万8,540件が発生した。合わせると8万2,168件と、多くの犯罪と交通事故が発生している。

なお、窃盗犯が3万8,802件と突出しており、2位以下は交通事故、その他刑法犯6,153件、知能犯3,779件、粗暴犯3,661件、風俗犯942件、凶悪犯291件の順になっている。

(2) ワーク 2 について

犯罪による直接の被害に加え、その後の二次被害を受けることをよく理解させたい。例えば犯罪被害者（とその家族、以下同じ）への配慮がない取材・報道や誤報などによる報道被害や社会の偏見（心無い噂、好奇の目など）で辛い思いをするケースもある。加害者が逮捕され、刑が確定しても犯罪被害者の心の傷は簡単には癒されない。警察での取り調べや裁判の際に辛い経験を直視せざるを得ない状況になったり、加害者と顔を合わせたりしなければならぬなど、捜査や裁判に伴う様々な負担も大きい。謝罪の言葉を口にせず、責任を逃れようとする加害者側の発言や態度が犯罪被害者をさらに傷つける場合もある。刑期を終え出所した加害者の報復を恐れる被害者もいる。加えて、心身の傷を負うケース（犯罪による直接的な被害、その後のトラウマなど）や経済的な被害が大きく、生活苦に立たされるケース（主たる生計者を失う、捜査や裁判・通院などで仕事の継続が難しくなるなど）もある。加害者に財力がなければ賠償金が支払われない場合がある他、賠償金を請求する際、被害の大きさを金銭に換算しなければならず、これも犯罪被害者の心を傷つける要素となり得る。このように、犯罪被害者の苦しみは精神、身体、経済などが関連しながら広い範囲に及んでいる点を伝える。

(3) ワーク 3 について

もし、身近に犯罪被害者がいた場合、どのようなことができるのかを具体的に考えるように促す。「励ましたり、言葉をかけて慰める」といった意見が出ると思わ

れるが、安易な言葉かけはかえって犯罪被害者を傷つけてしまう場合もある。犯罪被害者の複雑な心境を知った上で、支援や手助けをするために、指導用資料1や同資料2などの内容を伝え、生徒の考えをさらに深めるとよい。また、「警察や裁判に付き添う」「あえて言葉をかけず、そっと見守る」など、様々な支援が考えられる。犯罪被害者の心情に寄り添いながら支援や言葉かけを行っていく姿勢が大切になる。同資料3の「本人が今どうしたいかを尊重し、『いつもあなたのそばにいるよ』という気持ちで接することが大切」という考え方を伝える。このような言葉かけを行っても、複雑な心境にある犯罪被害者はその支援を受け止められない場合があり、当事者の心の揺れも含めて見守る姿勢が大切であることを伝える。

指導用資料1

○相談内容を受け止める

- ・犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発信内容を評価したり安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- ・被害の状況を人と比べない。（被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない。）
- ・自責感を助長させない。（犯罪被害者等は自分を責めている場合がある。）
- ・安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。（相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける。）
- ・話をせかささない、さえぎらない。（心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある。）

○相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する

- ・犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。

「犯罪被害者等支援ハンドブック」静岡県くらし・環境部くらし交通安全課（平成24年9月）より

指導用資料 2

●不適切な応答

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者の心情を踏まえないこのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

《不適切な応答例》

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいではありませんよ。
- ・ どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ・ 泣いてばかりいると、死んだ人は浮かばれませんよ。
- ・ 早く元気にならなければいけませんよ。
- ・ 辛いことは早く忘れましょう。
- ・ 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・ まだ子どもがいるじゃないですか。
- ・ 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・ あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのではないですか。

○適切な応答

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意してください。

《適切な応答例》

- ・ ご心中、お察しします。
- ・ 本当にお気の毒です。
- ・ このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- ・ 悲しんでいいのですよ。
- ・ あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・ そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- ・ (このような体験をしたら) 今までのように仕事や家事ができなくなるのも当然だと思います。
- ・ 何をやる気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- ・ 無理する必要はありません。
- ・ よく頑張ってこられましたね。
- ・ ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

「犯罪被害者等支援ハンドブック」静岡県暮らし・環境部暮らし交通安全課（平成24年9月）より

見守り、寄り添う気持ちが被害者の大きな支えに

被害にあうと深い悲しみや心身にさまざまな症状が起こりますが、時間の経過とともに和らいでいきます。これらの症状が1ヶ月以上続く場合には、医療機関に相談しましょう。まわりの人はそれらの反応を自然なこととして受け止めて、安心して日常生活が送れるようにサポートすることが大切です。本人が今どうしたいかを尊重し、「いつもあなたのそばにいるよ」という気持ちで接することが大切です。

「被害者の心理的状況と接し方」公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターウェブサイトより

<参考資料>

神奈川県警察ウェブサイト

11 ある日突然、大切な人がいなくなってしまったなら

ワーク 1

(1) あなたの大切な家族の1人が帰宅するはずの時間に帰宅せず、突然いなくなったら、あなたや残された家族はどうすると思いますか。

(2) 「新たな試練」の筆者などの被害者を支援するため、平成15年に新たな法律が施行されました（平成27年一部改正）。次の条文はその法律の一部です。どのような人権侵害の被害者などを支援するための法律だと思いますか。

被害者等の支援に関する法律

(国等の責務)

第三条 国は、安否が確認されていない被害者及び被害者の配偶者等の安否の確認並びに被害者及び被害者の配偶者等の帰国又は入国のため、最大限の努力をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、帰国被害者等を支援するため、有機的連携の下に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体が講ずる前項の施策について、援助を行うものとする。

4 国及び地方公共団体は、被害者及び被害者の配偶者等の安否等に関する情報を把握し、速やかに被害者及び被害者の家族に伝えること、被害者及び被害者の家族からの相談に応じること等きめ細かな対応に努めるものとする。

■ 資料 北朝鮮当局(※)による日本人拉致問題Q & A

Q1 拉致問題って何ですか？

A1 1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮が、多くの日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去りました。（拉致＝本人が望まないのに連れ去ること）

北朝鮮は、長年にわたり日本人拉致を否定していましたが、2002年9月、金正日（キム・ジョンイル）国防委員長（当時）は、小泉総理（当時）との会談において、初めて日本人拉致を認め、謝罪しました。しかし、拉致された日本人のうち、日本に帰国できたのは5名にとどまっています。

5名以外の拉致被害者についても、政府は、その速やかな帰国を、北朝鮮に対して強く要求しています。

Q2 なぜ北朝鮮は日本人を拉致したのですか？

A2 真相はわかっていませんが、これについては、次のような説明があります。すなわち、北朝鮮は、朝鮮戦争の休戦後も、韓国を社会主義化して朝鮮半島を統一しようとしてきました。しかし、当時、韓国人をよそおって北朝鮮から韓国にスパイを送り込むことは難しかったので、日本人をよそおって韓国にスパイを送り込むという方法が考えられました。そこで、日本人を北朝鮮に連れ去った上で、北朝鮮のスパイをその日本人になりすませたり、その日本人を北朝鮮のスパイに日本の習慣や日本語を教える先生にしたりしようとして、日本人を拉致したというのです。

Q3 日本には、拉致被害者は何人いるのですか？

A3 政府が、北朝鮮による拉致被害者として認定したのは17名です。このうち5名は、既に帰国を果たしましたが、残りの12名については帰国できていないままです。また、朝鮮籍の幼児2名が日本国内で拉致されたことも明らかになっています。このほかにも、拉致の可能性を排除できない方々も多くおられ(※)、政府は、認定の有無にかかわらず全ての拉致被害者を一刻も早く帰国させるように、強く求めています。

(※) 拉致の可能性を排除できない者として883名（2018年10月1日現在）に関して国内外からの情報収集や捜査・調査を続けています。

Q4 どうなれば、拉致問題が解決したと言えるのですか？

A4 拉致問題の解決には、以下の三つを実現する必要があります。

- ① 全ての拉致被害者の安全を確保し、すぐに帰国させること。
- ② 北朝鮮が、拉致被害者の真相を明らかにすること。
- ③ 北朝鮮が、拉致を実行した者を日本に引き渡すこと。



図画は内閣府拉致問題対策本部ホームページより転載

(※) 日本は、朝鮮民主主義人民共和国（通称：北朝鮮）を国家承認していないため、北朝鮮政府を「北朝鮮当局」と表現しています。

「北朝鮮による日本人拉致問題 1日も早い帰国実現に向けて！」政府拉致問題対策本部（平成29年5月）
政府拉致問題対策本部ウェブサイト 北朝鮮による日本人拉致問題 よくわかる拉致問題 より

ワーク 2

拉致問題の概要を知って、拉致被害者の家族の気持ちを考えてみましょう。

(拉致被害に遭ったことがわかるまでの20年間)

(拉致被害に遭ったことがわかってからの20年間以上)

ワーク 3

今日の学習をとおして、拉致問題の解決に向けて私たちにどのようなことができるかを考えてみましょう。

解説11 日本人拉致問題について考えよう

1 ねらい

北朝鮮当局による拉致は、日本の主権と国民の生命に関わる問題であり、早期に解決が望まれる国民的課題であるが、同時に拉致被害者やその家族にとっては重大な人権侵害そのものであり、日本が現在抱えている人権課題の1つである。このワークをとおして拉致問題への関心を高め、私たちにできることについて考えさせたい。

2 進め方

展開例（50分 3～4人のグループを作る）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (15分) ① 家族が突然いなくなったらどうするかを想像して書く。(1) ② 「心みつめて(第7集)」(P.19、20)の「新たな試練」を読み、筆者の境遇や思いについて感じたことをグループで意見交換する。 ③ 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」第三条から北朝鮮当局による日本人拉致問題を知り、拉致被害者の家族が日本にいることを知る。(2)	<ul style="list-style-type: none">○ 具体的な場面は生徒それぞれが想像したことによりよいことを伝える。○ 「心みつめて(第7集)」(P.19、20)を提示し、短歌で用いられている言葉や下段の記載から筆者のおかれた状況や思いを想像できるようにする。○ ②の意見交換の内容と関連づけて法律が施行されたことを捉えられるようにする。○ 拉致被害者等の支援に関して国や地方公共団体に責務が課せられていることをおさえる。
2 ワーク2 (25分) ① 拉致問題の概要を聞く。	<ul style="list-style-type: none">○ 資料「北朝鮮当局による日本人拉致問題Q&A」や冊子「北朝鮮による日本人拉致問題」(政府 拉致問題対策本部)の内容を参考にし、拉致問題の概要について説明する。○ 拉致問題は、北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や、日本で生活する朝鮮半島につながりのある人々に責任を帰す問題ではないことをおさえる。○ ワーク1②の筆者である横田早紀江さんが短

- ② 拉致被害者の家族の気持ちを想像して書く。

- ③ ワーク2についてグループで意見交換をする。

- ④ いくつかのグループが意見交換した内容を発表する。

3 ワーク3 (10分)

- ① 拉致問題の解決に向けて自分たちにどのようなことができるかを考えて書く。
- ② まとめを聞く。

歌を詠んだのは、横田めぐみさんが拉致被害に遭い、そのことがわからず探していた時期のものであることを確認するとともに、めぐみさんは未だ日本に帰国できておらず、めぐみさんの家族は帰国を願っていることを説明する。

- めぐみさんは昭和52年（1977年）に拉致被害に遭い、家族が拉致だと知ったのはおよそ20年後の平成9年（1997年）であったこと、それから20年間以上経過して現在に至っていることを確認する。

- 「拉致被害に遭ったことがわかるまでの20年間」を想像することが難しい場合は、ワーク1（1）の記述や「新たな試練」を参考にしよう伝える。

- 「拉致被害に遭ったことがわかってからの20年間以上」を想像することが難しい場合は、「心みつめて（第6集）」（P.17、18）の「『遺骨』とともに返された娘の写真を見て」を参考にするとよい。

- 北朝鮮当局に対する非難に主眼を置くのではなく、家族の心の痛みや辛い気持ちに共感できるようにする。

- 拉致被害に遭ったことがわかるまでの20年間と拉致被害に遭ったとわかってからの20年間以上の気持ちを比べて捉えられるようにする。

- ワーク2で拉致問題を知り、被害者家族の心情に寄り添い、思いに共感しようと学習をしたことをふりかえりながら、自分にできることを考えるよう促す。

- ワーク2で生徒から出された意見や記述をもとにまとめる。

- 拉致問題は、様々な人権課題の中で他とは異なる国際的な問題であるために、簡単に解決できない問題であるが、一人ひとりが問題を理解するとともに関心を高め、風化させないことが重要であることを伝える。

- 政府拉致問題対策本部ウェブページの「ビデオメッセージ 横田めぐみさんの御家族メッセージ（4分03秒）」を活用しても効果的である。

3 解説

平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されるとともに、平成23（2011）年4月1日には閣議決定により国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）における人権課題として、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられた。

「基本計画」では、「拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。」としており、「学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する」こととされている。

その一方で、本県には朝鮮半島につながるのがある生徒が在籍していることから、拉致問題を学習することによりこれらの生徒に対する差別、偏見などが生じないように十分に配慮することが必要である。

生徒一人ひとりを大切にするとともに、拉致問題に関心をもち続け、この問題が今後とも風化しないように、次のことに留意しながら指導する。

- 拉致問題は北朝鮮当局による人権侵害行為ではあるが、北朝鮮当局に対する非難に主眼を置くのではなく、人権課題の1つとしてこの問題を捉えられるようにする。
- 拉致被害者やその家族の心の痛みや叫びなどを中心に提起し、その辛い気持ちに共感する心情を育てるようにする。また、拉致問題を学習することにより育まれた共感する心は、他の人権課題について考える際にも大切であるという点に気づくようにし、今後の人権学習に生かす。
- 拉致問題は、北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や日本で生活する朝鮮半島につながるのがある人々に責任を帰する問題ではないことをおさえる。また、この点をふまえて、差別や偏見についての学習を深めることも考えられる。

県立高等学校及び中等教育学校には、拉致問題に関する映像作品として、「映画『めぐみ』」、「アニメ『めぐみ』」、「『ただいま』～の声を聞くために～」を配付している。拉致問題を授業で扱う際は、こうした映像作品の活用についても検討するとともに、「人権学習ワークシート集V—人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第14集）—」、「人権学習ワークシート集VI—人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第15集）—」などを参照する。

※北朝鮮による拉致問題の詳細については、政府の拉致問題対策本部のホームページを参照する。

「心みつめて（第7集）」について

「心みつめて」とは、人権教育研修や授業などで活用できるよう、詩、短歌、本の一部等を掲載した読み物資料です。かながわ人権施策推進指針（改訂版）で示された11の分野別施策に関する作品を掲載しています。

平成30年2月発行の第7集には、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」に関する作品として、横田早紀江さんが、行方がわからなくなった横田めぐみさんを思って綴った短歌を掲載しています。

また、平成25年発行の第6集では、遺骨と同時に北朝鮮から返された写真を見た横田早紀江さんの辛く苦しい心情を綴った本の一部を掲載しています。

第7集については、地域の公立学校や全県立学校、社会教育施設などに配付しています。（画像は「心みつめて（第7集）」の表紙）



<引用文献>

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]実践編」文部科学省（平成20年3月）

<参考資料>

政府拉致問題対策本部ウェブサイト

「人権学習ワークシート集V—人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第14集）—」（平成25年2月）

「人権学習ワークシート集VI—人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第15集）—」（平成28年2月）

「人権学習のための参加体験型学習プログラム集（第2集）」神奈川県教育委員会（平成27年2月）

12 セクシュアリティは人それぞれ! ~LGBTQ(※1)について考えよう~

その人自身の性のあり様のことを「セクシュアリティ」といいます。

セクシュアリティとは、人間一人ひとりの人格に不可欠な要素の集まりです。その要素には、「心の性：自分自身の性別をどう認識しているか」「身体の性：生まれもった身体の性のこと」「好きになる性：恋愛や性愛の対象となる人の性」「性別表現：服装や性格、趣味や振る舞い方など」の4つがあります。これらの性は「男性」と「女性」と2つに分けて考えがちですが、現実には明確に「男性」と「女性」の2つに分けることができないものです。「心の性」「好きになる性」「性別表現」については「男性」「女性」だけでなく「両方」「どちらでもない」などということがあります。セクシュアリティは多様で、グラデーション(※2)のようなもの、一人ひとり異なるものです。

※1 LGBTQ：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字をとった表現。

※2 グラデーション：色彩や濃淡が連続的に変化していく状態のもので、明確な境界がない状態を表す。

ワーク1

次のセクシュアリティの構成要素の図で、自分の性がそれぞれの要素のどの辺りにあるのかをイメージしてみましょう。(記入はしません。)

セクシュアリティの構成要素

心の性：	<input checked="" type="checkbox"/> 男	<input checked="" type="checkbox"/> 女
身体の性：	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
好きになる性：	<input checked="" type="checkbox"/> 男	<input checked="" type="checkbox"/> 女
性別表現：	<input checked="" type="checkbox"/> 男	<input checked="" type="checkbox"/> 女

セクシュアリティを10代の頃にはっきり自覚する人もいますが、迷ったり揺れたりする人もたくさんいます。この時期にセクシュアリティについて、気持ちや感覚が揺れることはおかしいことではありません。すぐに決めつけずに、時間をかけてゆっくり考えていきましょう。

セクシュアリティは変化したり揺れ動いたりすることもあります。その人自身や周りが無理に別の方向に変えようと思っても変えられるものではありません。自分自身のあり方をゆっくり見つけていけばよいのです。

「LGBTQを知っていますか？ “みんなと違う”は“ヘン”じゃない」 監著 日高庸晴 著者 星野慎二ほか
少年写真新聞社(平成27年12月)

ワーク2

セクシュアリティのあり方は様々です。自分自身のセクシュアリティについて違和感や不安がある人は、日本では人口の何%くらいにあたるのかを考えて○をつけましょう。

- ① 0.9% ② 1.9% ③ 3.8% ④ 8.9% ⑤ 15.2%

ワーク 3

次のようなセクシュアリティに合う説明を下の①～⑤の中から選びましょう。

<p>心の性： <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女</p> <p>好きになる性： <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女</p> <p><input type="text" value="ゲイ"/> <input type="text" value="説明："/></p>	<p>心の性： <input type="radio"/> 男 <input checked="" type="radio"/> 女</p> <p>好きになる性： <input type="radio"/> 男 <input checked="" type="radio"/> 女</p> <p><input type="text" value="レズビアン"/> <input type="text" value="説明："/></p>
<p>心の性： <input type="radio"/> 男 <input checked="" type="radio"/> 女</p> <p>好きになる性： <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女</p> <p><input type="text" value="バイセクシュアル"/> <input type="text" value="説明："/></p>	<p>心の性： <input type="radio"/> 男 <input checked="" type="radio"/> 女</p> <p>身体の性： <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女</p> <p><input type="text" value="トランスジェンダー"/> <input type="text" value="説明："/></p>
<p>心の性： <input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> ? <input type="radio"/> 女</p> <p>身体の性： <input type="radio"/> 男 <input checked="" type="radio"/> 女</p> <p>好きになる性： <input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> ? <input type="radio"/> 女</p> <p><input type="text" value="クエスチョニング"/> <input type="text" value="説明："/></p>	

①生まれもった身体の性に違和感がある。(身体の性は男性だが、自身の性別認識は女性。)	②男性・女性の両性を恋愛対象とする。(心の性は女性だが、男性女性の両方が恋愛対象。)	③自分の心の性がよくわからなかったり、どの性別が好きなのか迷ったりしている状態。
④男性を恋愛対象としたり、男性に性的魅力を感じたりする男性。(心の性は男性、恋愛対象も男性。)	⑤女性を恋愛対象としたり、女性に性的魅力を感じたりする女性。(心の性は女性、恋愛対象も女性。)	

ワーク 4

次の文章は、当時高校1年生だったハルキさんの話です。「戸籍と身体は女、心は男です」と自己紹介してくれたハルキさんの話を読み、(1)～(4)の問いに答えましょう。

—自分の性別に違和感を感じたきっかけは？

中学校の制服です。女子用の制服を着なければならないということにすごく抵抗を感じて、毎朝20～30分もかけて着ていました。

そんな状態でどうにか1年間は通ったものの、2年になったときに（制服を着ようとする）吐くようになってしまって、学校に行けなくなりました。

—学校を休むようになった理由について、家の人と話しましたか？

最初は「友人関係がうまくいなくて」と説明していました。でも母親は、なんとなく「違うな」って気づいていたみたいです。

その後、高校を選ぶタイミングで、カウンセラーの方を交えて母親に※3カミングアウトしました。

※3 カミングアウト：自分のセクシュアリティを他の人に伝えること

—お母さんの反応はどうでしたか？

自分はずっと「娘」として親と接していることが、うそをついているような気持ちでつらかった。死にたい気持ちになることもありました。

でも母親は「男でも女でも自分の子どもにかわりはない」と言ってくれました。母親という一番身近な存在に受け入れてもらえたことは、自分に安心感を与えてくれました。

—お母さん以外の人にカミングアウトをしたことはありますか？

中学の頃のクラスメートに伝えたことがあります。

相手は学校を休んでいた間も遊んだりしていた友人で、卒業式の少し前、自分が学校を休んでいたことにはこういう理由があるんだ、と説明しました。すると彼女は「話してくれてありがとう」と言ってくれたんです。すごくうれしかった。

—高校生活について教えてください。

制服がないことを第一条件に選び、現在は定時制高校に通っています。

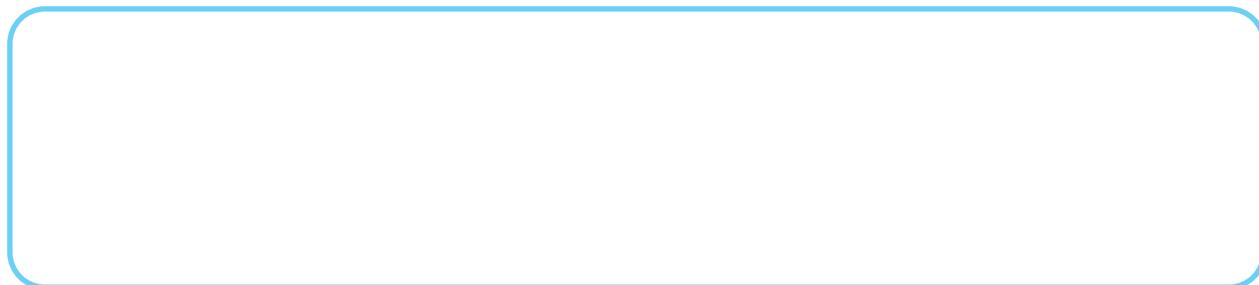
入学が決まったとき、高校の養護教諭の先生と、学年主任の先生と面談をして、トイレの使い方についてや更衣室は保健室を使えるようになるなどを、相談して決めました。定時制高校には外国の方も多いので、入学時に「希望する通称名」という欄があるんです。ここに、戸籍上の名前じゃない、ハルキという名前を書いてOKをもらったのはうれしかったです。

ただ、やっぱり性同一性障害について、知識のある先生がいる反面、ない先生もいるんですよ。知識がある先生は、「なんて呼べばいいかな」って聞いてきてくれたり、皆と違うトイレを使うことについてなにも言いません。**変に気を使わず、普通に接してくれます。**でも、自分に対して「女の子なんだから」と言ってきたり、自分のことを指して「彼女は～」と言ったりする先生もいます。

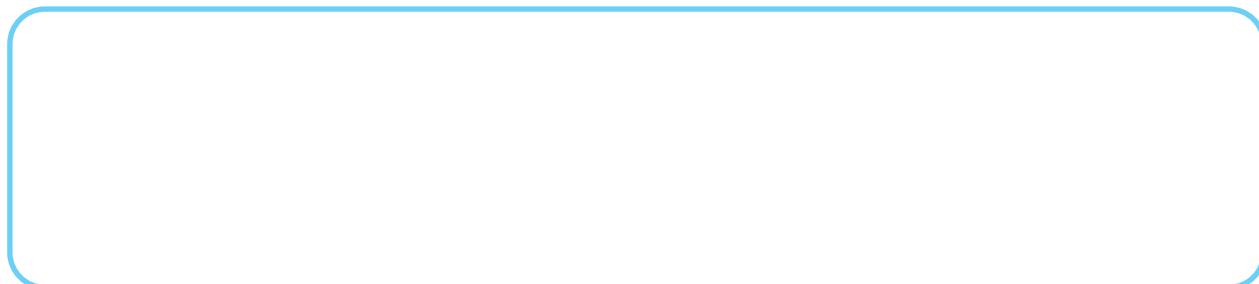
クラスメートについてもそうですね。自然に受け入れてくれる人もいれば、いちいち「女なんだから女らしくしろ」って突っかかってくる人もいます。

LGBTQについて「そういう人がいるんだ」ってことを、まず知ってほしいと思います。

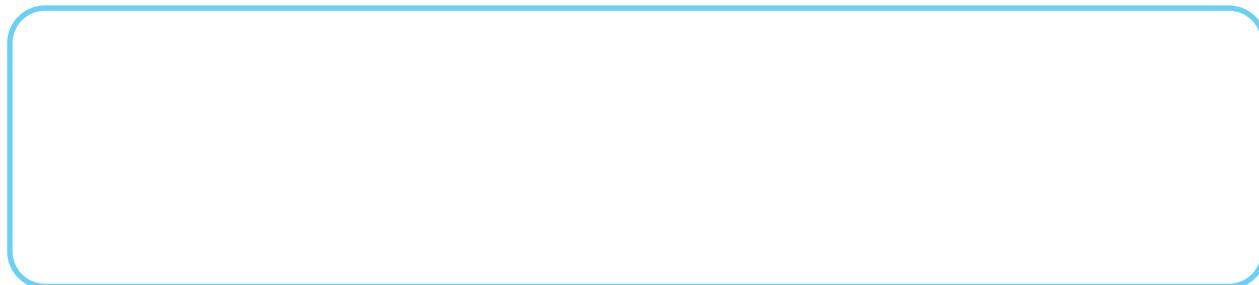
(1) 勇気を出してカミングアウトしたとしても、周囲の反応は様々です。そのときの対応によって相手を勇気づけることもあれば、深く傷つけてしまうこともあります。もし、親しい人にカミングアウトをされたら、あなたはどのように言葉をかけますか。考えてみましょう。



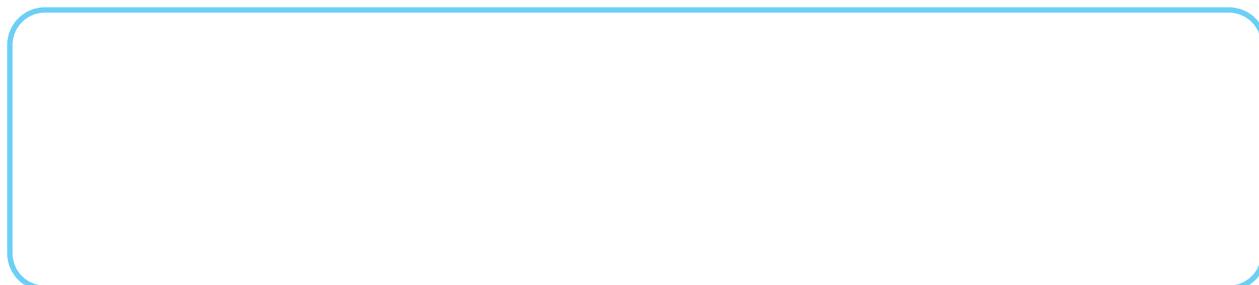
(2) もし、あなたが LGBTQ 当事者だったとしたら、どのような接し方をされたら嫌でしょうか。気持ちを想像して書いてみましょう。



(3) ハルキさんの話にある、「変に気を使わず、普通に接する」とはどういうことだと思いますか。あなたの考えを書いてみましょう。



(4) 様々なセクシュアリティの人が気持ちよく学校生活を送れるようにするためには、どのような工夫が考えられますか。あなたの考えを書いてみましょう。



解説12 セクシュアリティは人それぞれ! ~LGBTQについて 考えよう~

1 ねらい

2018年の電通ダイバーシティ・ラボの調査(※1)によると、LGBT層に該当する人の割合は人口の8.9%にあたるという結果だった。このことから40人クラスで3人から4人のセクシュアルマイノリティの生徒がいる可能性があると考えられる。別の調査(※2)によると、そのうちの約6割が学校生活において、いじめを経験したことがあると回答したが、教師が「いじめ解決の役に立った」と解答したのはわずか13.6%にとどまっている。自分の親にカミングアウトをしたことがある人の割合もわずか22%となっており、セクシュアルマイノリティ当事者が誰にも打ち明けられずに悩んでいる現状がうかがわれる。

心身ともに日々変化し、様々な悩みを抱えている高校生が「自分のセクシュアリティを見つめ直し」LGBTに加えQ(クエスチョニング)を含めた「多様なセクシュアリティのあり方」を知ることで、様々なセクシュアリティを「個性の1つ」として受け入れることができるような心理的土壌を養いたい。

※1 LGBT調査2018

調査時期等：平成30年10月 株式会社電通 電通ダイバーシティ・ラボ
調査対象：20～59歳の個人60,000人

※2 LGBT当事者の意識調査「REACH Online 2016 for Sexual Minorities」

調査時期等：平成28年7月15日～10月31日 宝塚大学看護学部 教授 日高 庸晴
調査対象：LGBTをはじめとするセクシュアルマイノリティ当事者15,064人

2 進め方

展開例(50分)

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (15分) ① リード文を読み、自分のセクシュアリティの4つの側面をイメージする。 ② 説明を聞く。	○ クラスにLGBTQ当事者がいる可能性を考慮して授業を進め、個人でワークに取り組みさせるようにする。 ○ 性別は単純に分けられないことを説明する。その際、生徒が「自分は男性的な側面と女性的な側面の両方をもち合わせている」と感じられるように説明する。
2 ワーク2 (5分) ① セクシュアリティについて違和感や不安がある人の割合を予想する。	○ 正答を伝える際には、40人クラスで3人から4人程度など、生徒がイメージしやすいように伝える。
3 ワーク3 (10分) ① 様々なセクシュアリティに合う説明を①～⑤から選ぶ。	○ 知らない用語を含め、図を参考にしながら考えるよう伝える。

4 ワーク4 (20分)

① ワーク4の教材を読み、(1)～(4)に自分の考えを記入する。

- LGBTQ 当事者にとって、カミングアウトはとても勇気が必要なことであると伝える。実際に親しい人にカミングアウトされたことを想像しながら取り組むよう伝える。
- 日常生活で LGBTQ の人に対して無意識のうちに差別的な言動をしていないか振り返らせる。
- 模範解答があるわけではないと伝え、生徒の素直な意見を引き出すように留意する。

3 解説

LGBTQ という言葉の認知度は以前より高くなってきているが、個々の具体的な言葉は知っていても、メディアによって作られたイメージが独り歩きしている様子も見られ、偏見や差別につながっている。人にはそれぞれ個性があり、個人の意思で変えることのできない「自分のあり方」をもっている。「セクシュアリティ」もその1つであり、「セクシュアリティのあり方は一人ひとり異なって当然」であり、個性の一部として相手のセクシュアリティを尊重する姿勢を身につけさせたい。

(1) ワーク1について

ワーク1では、セクシュアリティの4つの要素について理解を深めさせたい。また、人は皆「男女の両方の要素をもち合わせている」ことを理解し、単純に男女に分けて性別を考えている現状について考えさせたい。引用文を読み、思春期は内面・外面共に変化が大きい時期であるため、セクシュアリティが定まらないこと、自分のあり方について悩むことは自然なことであると伝える。

なお、クラスに LGBTQ 当事者がいる可能性なども考慮し、個人でワークに取り組み、ワークシートに記入せずに自分のセクシュアリティを頭の中でイメージするように伝える。

〈心の性〉

性自認 (Gender Identity) ともいう。心の性は、自分自身の性別をどう認識しているかというもの。「女性である」「男性である」または、「どちらでもある」「どちらでもない」という感覚で、個人によって最も違いが出てくるところである。

〈身体の性〉

生まれもった身体の性のことで、外性器や内性器、染色体などで男女の差がみられる。

〈好きになる性〉

性的指向 (Sexual Orientation) ともいう。恋愛や性愛の対象となる人の性。

〈性別表現〉

社会的に期待されている役割 (服装や振る舞い) を性役割 (Gender Role) というが、性別表現は本人が望む役割 (服装や振る舞い) のことで、必ずしも求められる性役割と一致するとは限らない。

「身体の性」について説明する際には、「男性」であっても「女性」であっても、様々な身

体の発達の状態があることを考慮し、次の資料を参照の上、DSDs（ディーエスディーズ）にはふれないこととする。

体の性の様々な発達（DSDs : Differences of sex development）について

いわゆる「性分化疾患」（現在ではDSDs「体の性の様々な発達」と呼ばれる）とは、「男でも女でもない性」「男女の区別がつかない人」「両方兼ね備えている」「両性具有」「中間の性」ではなく、「女性にも様々な体がある・男性にも様々な体がある」ということであり、性自認や性的指向の問題との混同や、「男でも女でもない」「中性」という偏見・誤解は、当事者の子ども・家族の大多数を傷つけ、自殺企図を高めるため、学校現場ではDSDsに触れないなど、慎重な対応が必要になります。

「学校や教室でDSDs（体の性の様々な発達：性分化疾患）について触れるには？」
日本性分化疾患患者家族連合 nexdsd JAPANより

（２）ワーク２について

正答：8.9% 40人クラスで3人から4人のセクシュアルマイノリティの生徒がいる可能性があると考えられる。

（３）ワーク３について

ワーク３では、LGBT 以外にも様々なセクシュアリティのあり方があることを学ぶ。それぞれの名称と特徴を正しく学ばせ、偏見や差別につながらないように留意する。

クラスにLGBTQ当事者がいる可能性も考え、個人でワークに取り組ませるようにする。

ゲイ※	説明：④	レズビアン※	説明：⑤
バイセクシュアル	説明：②	トランスジェンダー	説明：①
クエスチョニング	説明：③		

※性的指向を捉える要素は心の性であり、身体の性が女性でも、心の性は男性で、好きになる性が男性という場合があります、FTMゲイと表す場合があります。レズビアンの場合も同様です。

（４）ワーク４について

LGBTQ 当事者としてのハルキさんの話をとおして、当事者の抱える悩み、社会の偏見、当事者に向けられる差別的な視線・発言などについて考えを深める。特に、カミングアウトをするためには大変な勇気が必要であること、カミングアウトを受けるということは信頼の証であることなどを認識させたい。実際にもしLGBTQの友人がいたとしたらと想像し、相手の気持ちに寄り添えるよう促したい。

本人の了解を得ずに、本人が公にしていらない性的指向や性自認をその他の人に伝え、広まってしまうことをアウティングと言う。たとえ本人を思っている行動であっても、本人の了承なく他に伝えることはプライバシーの侵害であり、本人を深く傷つける行為であることを伝える。

【解答参考例】

(1) もし、親しい人にカミングアウトをされたら、どのように言葉をかけますか。

大切なことを話してくれてありがとう。 / あなたがあなたであることには変わらないから、これまでと変わらず、私にとって大切な人だよ。 / これまで無意識のうちに傷つけてしまっていたら、ごめんね。 / 私に力になれることがあったら、相談してね。

(2) LGBTQ 当事者だったとしたら、どのような接し方をされたら嫌でしょうか。

「ホモ」や「オカマ」など差別的な発言をされること。セクシュアリティをからかわれること。 / 気持ち悪がられること。 / 男はこうあるべき、女はこうすべきというセクシュアリティのあり方を押しつけられること。 / これまでは気兼ねなく接していたのに、カミングアウトしたとたん、急に避けられたり、過剰に気を遣われたりすること。 / セクシュアリティばかり意識されて、自分の本質を見てもらえないこと。

(3) 「変に気を使わず、普通に接する」とはどういうことだと思いますか。

相手のセクシュアリティを否定せずに配慮しつつも、必要以上に気を遣って特別扱いをせずに、まわりの人に接するのと同じように接すること。 / 病気の人や腫れものに接するようにではなく、普通の会話を楽しみ、普通に付き合うこと。

(4) あらゆるセクシュアリティの人が気持ちよく学校生活を送れるようにするためには、どのような工夫が考えられますか。

男女関係なく使用できるトイレを設置する。 / 個室になっている更衣室を設置する。 / 男女関係なく入りやすい部活動名にする。 / 制服を選べるようにする。 / 呼び方を「～ちゃん」「～くん」ではなく「～さん」にする。 / 通称名を使えるようにする。

<参考資料>

「LGBTQを知っていますか?“みんなと違う”は“ヘン”じゃない」

監著 日高庸晴 著者 星野慎二ほか 少年写真新聞社 (平成 27 年 12 月)

「性同一性障害をはじめとした性的マイノリティ」

平成28年度 新たな人権課題に対応した指導資料 埼玉県教育局市町村支援部人権教育課 (平成29年 3 月)

編集委員

平成30年度 神奈川県高等学校教育課程研究会
(人権教育部門) 研究推進委員

- | | |
|-----------------|--------|
| ・ 向の岡工業高等学校 | 岡本 弥生 |
| ・ 大和東高等学校 | 高林 翔 |
| ・ 相模向陽館高等学校 | 鳴海 翔 |
| ・ 足柄高等学校 | 村山 温美 |
| ・ 吉田島高等学校 | 川島 聡 |
| ・ 教育局行政部行政課 | 那須野 教恵 |
| ・ 教育局指導部高校教育課 | 加賀 大学 |
| ・ 総合教育センター企画広報課 | 本城 純美 |

平成28・29年度人権教育部門の研究推進委員として
人権学習ワークシート作成に参加しました。

- | | |
|-------------|--------|
| ・ 茅ヶ崎西浜高等学校 | 河野 武二 |
| ・ 大和高等学校 | 花塚 俊介 |
| ・ 厚木清南高等学校 | 榎本 康二 |
| ・ 相模向陽館高等学校 | 万年 美喜子 |
| ・ 小田原養護学校 | 瀬戸 淳一 |
-

人権学習ワークシート集Ⅶ 人権教育実践事例・指導の手引き(高校編第16集)

発行年月日	平成31年 2 月
発 行	神奈川県教育委員会
編集責任者	神奈川県教育委員会教育局 行政部行政課長 石塚 裕之 指導部高校教育課長 濱田 啓太郎



神奈川県

教育委員会教育局行政課・高校教育課

〒231-8509 横浜市中区日本大通33 電話(045)210-1111(代表)